

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が満3歳以上の施設等利用給付認定子どもに対して提供するものに限り、法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く。以下同じ。）を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定子ども・子育て支援の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

(補助対象)

第2 特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者であって、次のア若しくはウに該当する者又はイに掲げる施設等利用給付認定子どもがいる者

ア 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が77,101円未満である者。

イ 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）が同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者。

ウ 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者。

(市町村民税所得割合算額を判定する時期)

第3 第2のアに規定する市町村民税所得割合算額の判定について、4月から8月分については前年度の市町村民税所得割合算額により決定し、9月から3月分については当該年度の市町村民税所得割合算額により決定する。

(補助対象経費)

第4 特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供に係る実費徴収額のうち副食費に相当する費用

(補助金額)

第5 1月当たりの補助額は、「子ども・子育て支援交付金の交付について」（令和5年9月7日こ成事第481号）別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」別紙第2欄に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業のうち第3欄の給食費（副食材料費）又は当該月分として支払った実費徴収額のうち副食費に相当する費用を比較していずれか少ない額とする。

（申請手続）

第6 補助金の交付を希望する対象者は、茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付対象の認定）

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付を認定したときは、茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付認定通知書（様式第2号）により、特定子ども・子育て支援提供者等を通じて対象者あて通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付不認定決定通知書（様式第3号）により、特定子ども・子育て支援提供者等を通じて申請を行った者あて通知する。

（申請の取下げ）

第8 補助金の交付の認定申請を行った者は、第7の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付認定申請取下書（様式第4号）により、申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、認定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（認定の取消し）

第9 市長は、認定対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 第2に規定する要件を欠いたとき

(2) 施設等を退園したとき。ただし、施設等を退園した翌日に同一施設等に入園する場合は除く。

(3) 虚偽その他不正な手段により認定または交付を受けたとき

2 市長は、前項の規定により認定を取り消すときは、茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付認定取消通知書（様式第5号）により、特定子ども・子育て支援提供者等を通じて対象者に通知するものとする。

（異動の報告）

第10 認定対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金異動報告書（様式第6号）により、特定子ども・子育て支援提供者等を通じて市長に報告するものとする。

- (1) 世帯状況の変更があったとき
- (2) 住所の変更があったとき
- (3) その他補助金の交付に際して報告を必要としたとき
（補助金の交付方法）

第11 補助金の交付は、第12又は第23のいずれかの方法によるものとし、市長は各特定子ども・子育て支援提供者と調整の上、交付方法を定める。

（施設による代理請求・代理受領について）

第12 市長は、特定子ども・子育て支援提供者に対して、あらかじめ第2に定める対象者から同意を得た上で通知し、副食費に相当する費用について補助すべき額の限度において、対象者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支払うことができる。また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し副食費に相当する費用の補助があったものとみなす。

2 前項の場合において、市長は、第7に規定する交付を認定した対象者について、茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付認定者名簿兼代理受領等委任確認通知書（様式第7号）により、特定子ども・子育て支援提供者に対して、認定対象者の名簿と、認定対象者が当該補助金の請求及び受領に関する権限を特定子ども・子育て支援提供者に委任したことを確認した旨を通知する。

（補助金の交付申請）

第13 補助金の交付を受けようとする特定子ども・子育て支援提供者は、茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付申請書（様式第8号）を指定された期日までに市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第14 市長は、第13の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて補助金を決定し、申請者に対し茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付決定通知書（様式第9号）により通知する。

（補助金の概算払交付請求）

第15 第14の補助金交付決定通知書を受けたもので概算払の必要のあるときは、茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金概算払交付請求書（様式第10号）により、概算払による補助金の交付を請求することができる。

（補助金の概算払の交付）

第16 市長は、第15の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（実績報告）

第17 特定子ども・子育て支援提供者は、給付事業が完了したとき（給付事業が継続して行われている場合には当該年度の末日）は、茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金実績報告書（様式第11号）に、実費徴収の内容及び領収書（領収書が存在しない経費の場合は金額が明らかになる書類）を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第18 市長は、第17の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査を行った上で、認定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金確定通知書（様式第12号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第19 第18の補助金確定通知書を受けたもの（第16の規定により概算払による補助金の交付を受けたものを除く。）は、茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の精算）

第20 第18の補助金確定通知書を受けたもので概算払による補助金の交付を受けたものは、当該補助金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金精算追加分交付請求書（様式第14号）により不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

（確定の取消し）

第21 市長は、認定対象者より委任を受けた特定子ども・子育て支援提供者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第18で確定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の確定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の確定の内容若しくはこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が付した条件に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金確定取消通知書（様式第15号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第22 市長は、認定対象者より委任を受けた特定子ども・子育て支援提供者に対する補助金の確定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し

既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を求めることができる。

- 2 前項の規定による返還決定は、茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金返還決定通知書（様式第16号）によるものとする。

（関係書類の整備）

第23 特定子ども・子育て支援提供者は、給付事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第18の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

（保護者による請求）

第24 補助金の交付方法について、第12の規定によらない場合は、市長は対象者から交付申請を受け、その内容を審査の上、補助金を対象者に交付するものとする。

- 2 前項の場合において、対象者は、茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付申請書兼請求書（様式第17号）に次項に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- 3 前項の交付申請書兼請求書に添付する書類は、茨木市実費徴収に係る支払報告書（様式第18号）及び第4に規定する費用を支払ったことを証する書類とする。

- 4 補助金は、年度ごとに交付する。

- 5 市長は、第1項の交付申請書兼請求書を提出した者の子どもの在籍する特定子ども・子育て支援提供施設等の施設長に対し、茨木市実費徴収に係る支払証明書（様式第19号）に、第4に規定する費用の支払があったことを証する書類を添えて提出するよう求めるものとする。

（交付決定等）

第25 市長は、第24の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて補助金を決定し、申請者に対し茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第20号）により通知する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を決定したときは、申請者に補助金を交付する。

（補助金の返還）

第26 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が付した条件に違反したとき

（市長の指示）

第27 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年8月23日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月20日から実施し、令和6年4月1日から適用する。

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付認定申請書

(あて先) 茨木市長

実費徴収に係る補足給付事業補助金交付の認定を、次のとおり申請します。

申請日	年	月	日	申請年度	年度									
【申請に当たって同意いただく事項】														
(利用施設等における代理受領等について)														
(1) 利用施設と茨木市の取決めにより実費徴収に係る補足給付事業補助金の交付を施設による代理請求・代理受領により実施する場合は、利用する幼稚園の運営団体を代理人と定め、当該補助金の請求及び受領等に関する権限を、委任します。														
(個人情報について)														
(2) 認定に当たっては、審査に必要な範囲で私の世帯情報及び地方税関係情報（同居親族の情報を含みます。）を茨木市が取得することに同意します。														
(3) 本申請内容及び同意して得た情報を受給資格審査及び補助金の額の算定並びにその付帯業務のために茨木市が利用することに同意します。														
(要綱の順守について)														
(4) 認定に当たっては、茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱に規定の内容を順守することに同意します。														
上記の内容に同意の上、当該補助金の交付の認定を申請します。														
現住所	〒 茨木市													
電話番号	※日中つながりやすい番号を記載してください。													
申請者氏名	フリガナ 印 ※自署の場合は押印不要			申請子ども との続柄										
申請者生年月日	年 月 日													
利用施設名称			利用開始 (予定)年月日	年 月 日										
申請子ども	フリガナ	生年月日		年齢	個人番号									
	申請子ども氏名													
		年 月 日		歳										
		年 月 日		歳										
申請子ども の申請者 以外の 同居者	フリガナ	生年月日		申請子ども との続柄	個人番号									
	氏名													
		年 月 日												
		年 月 日												
		年 月 日												
		年 月 日												
	年 月 日													

様式第 2 号（第 7 関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付認定通知書

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金の交付対象として、次のとおり認定しましたので、通知します。

対象児童名	
利用施設等名	
認定開始月	年 月
交付上限額	対象となる各月について、1 月当たり「子ども・子育て支援交付金の交付について」（令和 5 年 9 月 7 日こ成事第 481 号）別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」別紙第 2 欄に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業のうち第 3 欄の給食費（副食材料費）又は当該月分として支払った実費徴収額のうち副食費に相当する額のいずれか少ない額とする。
備考	・ 認定要件を満たさなくなったときや、虚偽その他不正な手段により交付を受けたときは、認定を取り消します。 ・ 補助金の額確定後に取消事由が判明したときは、交付した補助金相当額の全額又は一部を支払っていただきます。

様式第 3 号（第 7 関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付不認定決定通知書

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金の交付対象として、次のとおり認定しないこととしたので、通知します。

対象児童名	
交付対象として 認定しない理由	

様式第 4 号（第 8 関係）

年 月 日

（あて先）茨木市長

住 所
氏 名
児童氏名

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付認定申請取下書

年 月 日付茨 第 号にて通知のあった茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金の交付認定について、次のとおり申請を取り下げます。

- 1 交付認定通知書を受け取った日 年 月 日
- 2 取下げの理由

様式第 5 号（第 9 関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付認定取消通知書

年 月 日付けで通知しました茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金の
交付認定について、次のとおり取り消します。

対象児童名	
利用施設等名	
取消日	
取消事由	

様式第 6 号（第 10 関係）

年 月 日

（あて先）茨木市長

住 所
氏 名
電話番号

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金異動報告書

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金の申請内容に異動がありましたので、報告します。

対象児童名				
利用施設名				
世帯状況の変更 （児童の保護者、同居者の追加・削除）	フリガナ 氏名	子どもと の続柄	生年月日	変更
			年 月 日	☐ 追加 ☐ 削除
			年 月 日	☐ 追加 ☐ 削除
住所の変更	変更前住所 _____ ※住所の変更は、利用施設に変更（転退園）がなく、市内間での転居の場合に報告してください。			
その他				

様

茨木市長

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付認定者名簿
兼代理受領等委任確認通知書

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金の認定者について、次のとおり確認したので、報告します。

	対象児童名	認定 区分	保護者名	認定 開始月	備考

上記の方については、実費徴収に係る補足給付事業補助金交付認定に伴い、当該補助金の請求及び受領等に関する権限を、貴法人を代理人と定め委任されたのを確認しました。

様式第 8 号（第 13 関係）

年 月 日

（あて先）茨木市長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代表者職氏名

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付申請書

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金の交付を次のとおり申請します。

- | | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 交付認定対象者の人数（申請日時点） | 人 |
| 2 | 1 月当たりの平均的な副食費に相当する費用 | 円 |
| 3 | 当該年度の補足給付事業の実施月数 | 月 |
| 4 | 交付申請額 | 円 |

様式第 9 号（第 14 関係）

茨木市指令 第 号

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代表者職氏名

様

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長



様式第 10 号（第 15 関係）

年 月 日

（あて先）茨木市長

住 所

団 体 名 称

施 設 名

代表者職氏名

印

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金概算払交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金を、次のとおり請求します。

1. 請求額（概算額） 円

2. 概算払を必要とする理由

様式第 11 号（第 17 関係）

年 月 日

（あて先）茨木市長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代表者職氏名

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨 第 号等に記載された認定対象者の、茨木市実費徴収に係る補足給付事業の実績について、次のとおり報告します。

認定対象者の食事の提供に係る実費徴収額のうち、副食費に相当する費用として、減免した金額は次のとおりです。

_____人分 _____円

様式第 12 号（第 18 関係）

茨木市指令 第 号

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代表者職氏名

様

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨 第 号に記載された認定対象者の、茨木市実費徴収に係る補足給付事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

- 1 補助金交付決定額（概算額）
- 2 補助金確定額
- 3 補助金差引額

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第 13 号（第 19 関係）

年 月 日

（あて先）茨木市長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代表者職氏名

印

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金を次のとおり請求します。

請求額

円

様式第 14 号（第 20 関係）

年 月 日

（あて先）茨木市長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代表者職氏名

印

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金精算追加分交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金精算追加分を次のとおり請求します。

- 1 補助金交付決定額（概算額）
- 2 補助金確定額
- 3 精算追加分請求額

様式第 15 号（第 21 関係）

茨木市指令 第 号

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代表者職氏名

様

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金確定取消通知書

年 月 日付けで通知しました茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金の
確定について、次のとおり取り消します。

（取消内容及び理由）

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第 16 号（第 22 関係）

茨木市指令 第 号

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代表者職氏名

様

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金返還決定通知書

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金について、次のとおり返還決定を行いましたので通知します。

- 1 補助金の確定額 円
- 2 補助金の既交付額 円
- 3 返還すべき金額 円
- 4 返還期限 年 月 日
- 5 返還方法

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第 17 号（第 24 関係）

年 月 日

（あて先）茨木市長

住 所
氏 名
電話番号

印

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付申請書兼請求書

年度茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 対象となる子ども

フリガナ		利用施設名	
氏名		生年月日	年 月 日

3 添付書類

- (1) 茨木市実費徴収に係る支払報告書
- (2) 口座振替依頼書

※既に口座登録があり、変更がない場合は提出不要

様式第 18 号（第 24 関係）

年 月 日

（あて先）茨木市長

住 所
氏 名

茨木市実費徴収に係る支払報告書

利用施設名	
子どもの氏名	
生年月日	

	給食費
月	円
月	円
月	円
月	円
月	円
月	円
月	円
月	円
月	円
月	円
月	円
月	円

※補助額は、1 月当たり「子ども・子育て支援交付金の交付について」（令和 5 年 9 月 7 日こ成事第 481 号）別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」別紙第 2 欄に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業のうち第 3 欄の給食費（副食材料費）又は当該月分として支払った給食費のうち副食費に相当する費用を比較していずれか少ない額です。

（あて先） 茨木市長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代表者職氏名

茨木市実費徴収に係る支払証明書

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱第 24 の規定により、以下のとおり支払があったことを証明します。

子どもの氏名	
生年月日	

	給食費	給食費のうち、副食費に相当する額
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円

様式第 20 号（第 25 関係）

茨木市指令 第 号

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代表者職氏名

様

茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度茨木市実費徴収に係る補足給付事業補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。

利用施設名	
子どもの氏名	
生年月日	
対象期間	年 月から 年 月まで
決定内容	☐ 交付 ・ ☐ 不交付
交付決定額	円
不交付の理由	
備考	